

さくら通信 2月号

2026年2月
No.254

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会



車両編成



以前に、インターネットの記事で、四国の方が東京で電車の案内板を見たとき「短い10両編成」という言葉にびっくりした、という内容のものを目にしました。確かに、徳島では1両か2両、多くても10両ということはないと思います。

一方で、東京の東海道線や湘南新宿ラインなどは15両編成で運転されているものもあるので、10両編成だと「短い」という表現になるのだと思います。車輛1両20メートルとして、15両もあると300メートル、ヤードでいえば約330ヤードでちょっとしたパー4くらいの長さになります。

(孝志洋)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は**令和8年3月16日(月)**まで、消費税及び地方消費税の申告納税は**令和8年3月31日(火)**までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は令和8年4月23日(木)、消費税及び地方消費税の振替日は令和8年4月30日(木)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

★ 所得税

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を受けている方で、副業などの所得の金額の合計額が20万円を超えている方
 - 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整を行わない給与の収入額が20万円を超えている方
- (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方
- (3) 他の所得（事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など）がある方
※ 税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定住宅の新築等をしたとき（認定住宅新築等特別税額控除）
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 多額の医療費を支出したとき
- (7) 特定の寄附をしたとき（ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く）
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき

令和7年分の所得税確定申告から以下の項目について追加・変更があります

①「基礎控除」の改正

合計所得金額に応じた追加控除が上乘せされることとなりました。（令和7年度、令和8年度の時限措置あり。）
所得者の合計所得金額が2,350万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から58万円～95万円（改正前48万円）を控除するものです。

②「給与所得控除」の見直し

給与の収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

③「特定親族特別控除」の創設

令和7年12月1日施行の法改正により、特定親族特別控除が創設されました。
この制度は、大学生などの就労拡大によって扶養控除が使えなくなる「急な税負担増」を防ぎ、納税者の税負担を緩和する目的で設けられました。令和7年分以後の所得税（年末調整・確定申告）から適用されます。
特定親族とは、所得者と生計を一にする、19歳以上23歳未満（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）であり、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族をいいます。（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
特定親族特別控除とは、所得者が特定親族を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から、その特定親族1人につき63万円を限度として、特定親族の合計所得金額が増えるにつれ、逓減的に金額を控除するというものです。

(薩摩)

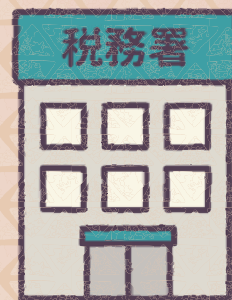
資産税係 出金について税務署に聞かれます

相続税の税務調査では、亡くなられた方(被相続人)の預金の動きが確認されます。特に、亡くなる前に多額の現金が引き出されている場合、そのお金がどのように使われたのか相続人が税務署からたずねられます。

引き出した現金がそのまま残っていたり、ご家族が保管していたりした場合には、相続財産とみなされ課税対象になります。また、相続人への贈与とみなされることもあります。

税務署は金融機関に対して照会を行うことで、被相続人やご家族名義の口座の動きを確認できます。つまり、通帳を見せなくても、税務署側で預金の状況を把握できるのです。

不明な引き出しがあると、相続税申告後の税務調査で質問を受け、相続人が苦勞します。大きな出金の領収書などは保管されること、また、使い道についてしっかり整理しておくことをおすすめします。



(坂田)

社会保険 厚生年金等の標準報酬月額上限の段階的引上げについて

厚生年金保険の保険料率は、年金制度改正に基づき、2004(平成16)年から段階的に引き上げられてきましたが、2017(平成29)年9月を最後に引上げが終了し、その後は18.3%で固定されています。

つまり、報酬額が一定であれば、保険料も変わらない状態が続いていました。

★ 令和7年 年金法改正

2025(令和7)年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出され、衆議院で修正を受けたうえで6月13日に成立しました。

これによって、厚生年金等の標準報酬月額の上限が、2027(令和9)年から段階的に引き上げられることが決定しました。これは、年金制度の公平性と持続性を確保するための重要な改正です。



★ 改正内容(段階的引上げ)と影響

今回の改正により、標準報酬月額の上限が65万円から75万円に引き上げられます。ただし、2027年9月に68万円、2028年9月に71万円、2029年9月に75万円と、段階的な引き上げとなります。

つまり、上限を引き上げることで、賃金などが月65万円を超える方には、その収入に応じた保険料を負担してもらい、現役時代の収入に見合った年金を受け取れるようにするということになります。

また、賃金などが月65万円以下で保険料がこれまでと変わらない方を含めて、厚生年金全体の給付水準が上昇します。

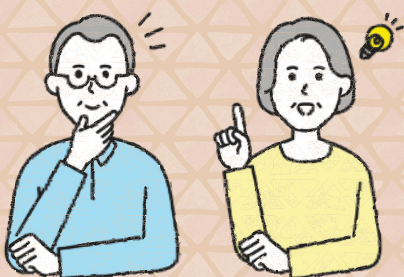
★ 企業への影響

高所得者層が対象となるため、影響を受けるのは一部の被保険者です。企業側も保険料の半分を負担するため、コスト増加が見込まれます。人事・労務部門では、給与システムの見直しや従業員への説明が求められます。

(山形)

リスマネ委員会 家庭の安心 その① いのちの保険

「いのちの保険」は、万一の時に遺された家族の生活をお金の面から支えるための生命保険の事です。家族の生活費・養育費・葬儀費用等をカバーするための、まとまったお金(保険金)を用意するのが主な役割です。主な生命保険は以下の通りです。



- 収入保障保険(家計保障)：死亡又は高度障害状態になった際、保険期間満了まで毎月給付金を受け取る事が出来て、家計の赤字分を補う事が出来ます。
- 終身保険・定期保険・養老保険：一生涯の保障を確保したい場合は、終身保険。費用を抑えつつ、一定期間の保障を確保したい場合は、定期保険。保障と貯蓄両方を確保したい場合は、養老保険等、様々な保障内容となっています。
- こども保険・学資保険：子どものケガや病気の費用に備える事を目的としたこども保険と、教育にかかる費用の準備を目的とした学資保険があります。
- 三大疾病保険：日本人の主な死因である「がん・心疾患・脳血管疾患」の三大疾病にかかり、所定の状態になった際、一時金を受け取る事が出来ます。

(さくらビジネス)

税務調査が行われるケースとは

法人税の税務調査の選定先として見られやすい先は下記のような事業所が想定されます。

1. 数値分析での異常値の原因が不明・雑勘定残高の多い場合
経営数値が他に比べて異常で、しかもその原因が不明である場合や雑勘定(貸付金・仮払金・仮受金・前受金・前払金・未払金など通常の商取引ではあまり頻繁に発生しない一時的な処理による勘定科目)の残高が多いときは、調査対象とされる可能性があります。
2. 過去に重加算税などを課されたことがある場合
過去の申告について不正があったため、重加算税などを課税されたことがある場合は、3年以内に再度、税務調査が行われる可能性が大きいといえます。
3. 前回調査から3年以上経過している場合
4. 業績に著しい変化が生じた場合
5. 大きな設備投資をした場合
6. 個人借入金が特に増加したり、大幅に変動した場合



税務調査が行われる際は下記のような対策が必要になります。

金庫や引き出し、
キャビネットなどの整理・点検

任意調査の場合でも必ず金庫や担当者の引き出しまで検査させられるものと考えて整理・点検をしておきましょう。

手許現金と出納帳の照合

現金は日頃から確実に照合され、合致しているのが普通です。調査時点で食い違いが生じれば疑念を持たれ、不利な立場を招くことになります。平素の管理体制が問われる問題ですので完全に合致させておきます。

帳簿や伝票、証憑書類の整理

帳簿や伝票、請求書、領収書などは所定のファイルにして期別・年月を記入し準備をします。

(大下)

2月の社会保険労務

■ 3月2日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)
- 状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- じん肺健康管理実施状況報告(労働基準監督署)

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

2月の税務

■ 2月2日から3月16日まで

1. 前年分贈与税の申告

■ 2月10日

2. 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 2月16日から3月16日まで

3. 前年分所得税の確定申告

■ 3月2日

4. 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6. 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

7. 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 2月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

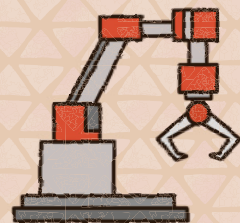
※税理士記念日… 2月23日



新リース会計基準におけるリースとは、原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部をいいます。

原資産とは、リースの対象となる資産であり、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいいます。例えば、機械装置のリースであればその機械装置が原資産です。

契約書の名目が「賃貸借契約」「保守契約」「運送契約」であっても、実態として以下の2つの条件を満たせば、会計上は「リース」とみなされます。



① 使用权の対象となる資産が特定されていること

使用する資産が具体的に決まっている必要があります。

車両の登録番号や、建物の特定のフロアなどが指定され、物理的に区別できること、貸手が自分の都合で勝手に別の資産と交換できる権利(実質的な差替権)を持っていないことが要件となります。

② 特定された資産を使用する権利が、借手に移転していること(使用权の支配が借手に移転していること)

借手がその資産を「自分の思い通りに使える」状態である必要があります。

その資産を使うことで得られる利益(製品の生産やサービスの享受など)のほとんどを借手が受け取ることができる、「何を、いつ、どのように」資産を使用するかを借手が決定できることが要件となります。

(孝志 茜)

★ 研修会のご案内 ★

令和8年 2月16日(月) 9:30▶▶▶12:00

徳島県教育会館 5階ホール 徳島県徳島市北田宮1-8-68 TEL: 088-633-1511

駐車場 有 参加費 無料 事前のお申込をお願い申し上げます。(定員100名)

① 9:30～10:30 「労働・社会保険関係 改正のポイント」

さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代

② 10:40～12:00 「令和8年度税制改正大綱のポイント」

さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司



金婚式



昨年11月28日。(大過なく)結婚50年。子と孫に金婚式を祝ってもらった。長女夫婦と孫2人・長男夫婦・私と妻の8人。孫娘の司会。長男自作の祝い歌。孫息子は白塗りの芸妓さんに優しく世話されて上機嫌。未恐ろしいことだ。私が妻に感謝の花束を渡し、私と妻がお礼の挨拶。長女、長女の夫がお祝いの挨拶。そこからご馳走。食事の後の芸妓さんの舞、女将さんの粋な歌声で阿波踊り。楽しい宴であった。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行